

赤道払い下げ手順

- 1 道路や水路等の状況（公図、登記簿謄本、道路との境界の確定図、現地の状況写真）等をまとめ、各担当課（赤道なら道路課、水路なら河川排水課）へ相談する。

- 2 市有財産用途廃止申請の事前協議について
 - ・ 市有財産の用途廃止に係る事前協議書
 - ・ 位置図（1/2, 500 程度）
 - ・ 当該敷地及び隣接地における全部事項証明書
 - ・ 公図の写し
 - ・ 廃止敷地の分かる概略図等
 - ・ 現況写真
 - ・ 利害関係者の一覧
 - ・ その他、必要書類

- 3 用途廃止申請書について
 - ・ 用途廃止申請書
 - ・ 位置図（1/2, 500 程度）
 - ・ 公図の写し
 - ・ 確定測量図
 - ・ 登記簿謄本（全部事項証明書）
 - ・ 利害関係者一覧表
 - ・ 隣接土地所有者の同意書及び権利放棄書
 - ・ 利害関係者（水利権者、地元区長等）の同意書
 - ・ 申請者の誓約書
 - ・ その他、必要書類

- 4 用途廃止する道路敷の表題登記に関する委任状の交付について
 - ・ 委任状
 - ・ 位置図（1/2, 500 程度）
 - ・ 登記嘱託書
 - ・ 位置図
 - ・ 公図の写し
 - ・ 地積測量図
 - ・ 用途廃止承認書（写し）

5 売買の申請について

- ・ 普通財産売払申請書
- ・ 隣接土地所有者の同意書
- ・ 公図の写し
- ・ 登記簿謄本（全部事項証明書）
- ・ 位置図（1/2, 500 程度）
- ・ 確定測量図
- ・ 住民票（法人の場合は、資格証明書）
- ・ 用途廃止承認書（写し）